

那須塩原市農業委員会

第14回総会議事録

令和6年8月26日(月)

いきいきふれあいセンター大会議室

1. 開催日時：令和6年8月26日（金）午後1時30分～午後3時25分

2. 場 所：いきいきふれあいセンター大会議室

3. 出席委員：17名

会長	7	加藤 拓央	委員	12	木下 久雄
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	15	辻野 岩男
委員	1	石崎 清	〃	16	菊地 瞳
〃	2	秋元 誠	〃	17	松本 忠太
〃	3	菊地 喜芳	〃	18	一戸 養子
〃	4	槌江 栄作	〃	19	菊地 寿行
〃	5	君島 良一	〃	20	白井 通
〃	6	高瀬 和夫			
〃	8	室井 孝美			
〃	9	斎藤 栄			

4. 欠席委員：岡本 利江委員、神藤 芳定委員、月井 喜美郎委員

5. 議事録署名人の指名：議席番号 12番 木下 久雄委員、15番 辻野 岩男委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 非農地証明願いについて
- 5) 議案第5号 非農地判断願いについて
- 6) 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 7) 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について（区分変更関係）
- 8) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 9) 議案第9号 那須塩原農業振興地域整備計画の見直しに係る変更について
- 10) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 11) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）

7. 事務局職員

事務局長	室井 勉	主事 藤田 なな
局長補佐兼農政係長	織田 暢子	
農地係長	上野 純宏	

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第14回総会を開会いたします。
今回の欠席委員は、岡本利江委員、神藤芳定委員、月井喜美郎委員の3名です。
在任委員20名、出席委員17名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。
次に「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会 総会規則 第19条 第2項に「議長が 総会に諮って定める」と規定されております。
総会規則に基づき 議長が指名することで御異議はございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、議席番号12番木下久雄委員と、15番辻野岩男委員を指名いたします。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番及び2番について神藤 芳定委員が欠席のため事務局からの報告を求めます。
上野農地係長 議案第1号、番号1番について、神藤芳定委員に代わり報告します。
農地を贈与する申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。
調査は、8月9日午前8時30分頃申請地で申請人から神藤芳定委員が行いました。
申請地は那須塩原市立南小学校より南東へ約1.8キロメートルに位置しています。
譲受人が申請に至った理由は、譲渡人が高齢のため、生前贈与による所有権移転を行うこととしたとのことです。
譲受人が所有する農地の利用状況は、自作地452アール、借入地125アール、水稻を577アール作付けしています。
申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号1番の申請は許可相当と判断しました。
議案第1号、番号2番について、神藤芳定委員に代わり報告します。
農地を売買する申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。
調査は、8月9日、午後2時頃、申請地で代理人から神藤芳定委員が行いました。
申請地は那須塩原市立南小学校から南東へ約1.6キロメートルに位置しています。
譲受人が申請に至った理由は、経営規模拡大のため、売買による所有権移転を行うこととしたとのことです。
譲受人が所有する農地の利用状況は、自作地で水稻を578アール、自家用野菜を93アール作付けしています。
申請地の耕作予定は、小麦を作付けする予定です。
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号2番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長 報告が終わりました。
石崎清委員 まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。
番号1番の方なのですが、親子関係だと思のですが、贈与で優遇税制を受けているのかお聞きしたいです。
上野農地係長 生前贈与の優遇税制については、手続きを行っておりません。以上です。
議長 他に、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

斎藤栄委員

番号3番及び4番について、斎藤栄委員の報告を求めます。

議案第1号、番号3番について報告します。

農地に賃借権を設定する申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、8月15日、午前11時頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、旧箒根中学校跡地から南へ500メートルに位置しています。

賃借人が申請に至った経緯は、賃貸人が高齢で後継者もなく、この農地は長年耕作放棄地化していたところ、賃借人からソーラー発電と小麦栽培をする農地として借り受けたいとの打診があり賃借することとしたものです。

賃借人が所有する農地の経営状況は、水稻、麦、大豆など計53ヘクタールを作付けし、トラクター8台、コンバイン4台を所有する農業法人です。

申請地の耕作予定は、高さ3メートルから5メートルにソーラーパネルを設置し、その下に小麦を栽培する予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号3番の申請は許可相当と判断しました。

議案第1号、番号4番について報告します。

こちらは番号3番と同じ農地でありまして、その農地の上の部分に区分地上権を設定する申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、8月15日、午前11時頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、旧箒根中学校跡地から南へ500メートルに位置しています。

賃借人が申請に至った経緯は、賃貸人が高齢で後継者もなく、この農地は長年耕作放棄地化していたところ、賃借人からソーラー発電＋小麦栽培をする農地として借り受けたいと打診があり賃借することとしたものです。

賃借人が所有する農地の経営状況は、水稻、麦、大豆など計53ヘクタールを作付けし、トラクター8台、コンバイン4台を所有する農業法人です。

番号3番と4番の賃借人の会社の関係は、4番の会社が親会社、その農業部分を担っているのが3番の子会社になります。

申請地の耕作予定は、高さ3メートルから5メートルにソーラーパネルを設置し、その下に小麦を栽培する予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号4番の申請は許可相当と判断しました。

議長

報告が終わりました。

まず、番号3番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、斎藤栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に、番号4番について、質疑、御意見はございますか。

辻野岩男委員

区分地上権ということで設定するのですが、期間はどのくらいですか？

上野農地係長

区分地上権につきましては、10年間の設定となっております。以上です。

辻野岩男委員

10年間経ったら自動的に契約更新するのか？このソーラーシステム立ち上げてことは、最終的な処分というのが心配されるのですが、その辺はどうなっているのでしょうか？

上野農地係長

今回、3条で2件ほど、3番、4番で出ていますが、3番の営農の期間については20年となっております。今回の区分地上権については10年間、これが後ほど出てきます5条申請の期間の10年間と同じ期間になっています。営農型太陽光につきましては、一時転用扱いになりますので、こちらの農地については、2種農地になるために、最長で10年間、一時転用期間を設けることができるようになっています。それでその一時転用の期間とこちらの区分地上権の期間を合わせてあるということで御理解いただければと思います。以上です。

議長

他に、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

松本忠太委員	無いようですので、斎藤栄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。 番号1番について、松本忠太委員の報告を求めます。 議案第2号、番号1番について報告します。 本件は、令和5年4月12日に取得した農地転用許可について、事業完了とならず、計画を変更して事業を実施するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立大山小学校より南西へ約400メートルに位置しています。 変更の理由は、許可後、多くのお客様から間取りやデザインに関する変更の要望があり、当初の事業計画通りの実施が困難であるため、本申請に至ったものです。 現地調査は、8月21日、午後0時40分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。 報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。
議長	《特に意見なし》 無いようですので松本忠太委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については変更を承認することに決しました。 番号2番について、君島良一委員の報告を求めます。 議案第2号、番号2番について報告します。 本件は、令和5年10月27日に取得した農地転用許可について、事業区域を拡張変更して事業を実施するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立青木小学校より北東へ約2キロメートルに位置しています。 変更の理由は、所有者より現在搬入路として使用している箇所も含めて砂利採取をしてもらえないかとの打診を受け、許可期限内の工事完了が見込めるため、本申請に至ったものです。 現地調査は、8月22日、午前10時15分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。 報告が終わりました。 番号2番について、質疑、御意見はございますか。
議長	《特に意見なし》 無いようですので、君島良一委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については変更を承認することに決しました。 番号3番について、槌江栄作委員の報告を求めます。 議案第2号、番号3番について報告します。 本件は、平成16年1月19日に取得した農地転用許可について事業完了とならず、承継人により計画を変更して事業を実施するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、東赤田自治公民館より南東へ約150メートルに位置しています。 変更の理由は、当初計画人は土地を購入し、息子のために住宅を建築することを計画しましたが、仕事の都合上、別の地域で家を建築することになったため、事業を遂行することができませんでした。 今回、承継人より住宅を建築したいとの申し出があり、本申請に至ったものです。 現地調査は、8月21日、午前10時40分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。
槌江栄作委員	

	議長 報告が終わりました。 番号３番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、樋江栄作委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については変更を承認することに決しました。 次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号１番について、白井通委員の報告を求めます。
白井通委員	議案第３号、番号１番について報告します。 売買により宅地分譲地として転用するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、JR 黒磯駅より東へ約３００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は JR 黒磯駅に近く、学校等の生活環境が整っており、交通の便も良く、住宅の建築需要が増えていることから、申請に至りました。 譲受人は全国各地で不動産業を営んでいる法人です。 申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に宅地分譲地２区画を造成する内容となっています。 上下水道は建築工事と併せて市の施設に接続し、雨水排水は自然浸透処理とします。 周囲に傾斜がないため、周辺土地への土砂の流出はありません。 現地調査は、８月２２日、午前９時１５分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
	議長 報告が終わりました。 番号１番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、白井通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。
君島良一委員	番号２番及び３番について、君島良一委員の報告を求めます。 議案第３号、番号２番について報告します。 売買により駐車場として転用するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立青木小学校より南東へ約８６０メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、現在隣接地に廃棄物処理施設を所有しておりますが、車両置き場の確保に支障が生じている現状です。これを解消するため、隣接地を確保し駐車場に活用するための申請です。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上の区域内にあるので第１種農地となります。 本件は、既存面積の２分の１未満の敷地拡張であるため立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に乗用車９台分、重機４台分の駐車場を造成する内容となっています。 上下水道は利用せず、雨水排水は自然浸透処理とします。 周囲に小堰堤を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、８月２２日、午前１０時５分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 議案第３号、番号３番について報告します。 賃貸借により、砂利採取のため一時転用する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立青木小学校より北東へ約２キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、この案件は、議案第２号、番号２番で先ほど変更許可した案件

議長

で、既に認可を得ている砂利採取場の地主より、現在搬入路として使用している箇所を含めた隣接地を採取してもらえないかとの打診があり、面積を拡張しても認可期限内に工事完了が見込めるため、今回の申請となりました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地となります。

本件は、一時転用であるため立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地にて砂利採取する内容となっています。

雨水排水は、敷地内自然浸透処理とします。

周囲に防護柵等を設置し、事故を未然に防止します。

現地調査は、8月22日、午前10時15分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

報告が終わりました。

まず、番号2番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、君島良一委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

次に、番号3番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、君島良一委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番及び5番について月井喜美郎委員欠席のため、事務局より報告を求めます。

上野農地係長

議案第3号、番号4番について、月井喜美郎委員に代わって報告します。

売買により待合所兼物置として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立大原間小学校より南へ約600メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、ドッグサロンを経営していますが、少し離れた場所に順番を待つための待合所、また、管理用具の保管場所等を設置したいことから申請に至ったとのことです。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地にドッグサロンの待合所及び物置としてプレハブを設置する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内自然浸透処理とします。

周囲にブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、8月22日、午後0時5分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第3号、番号5番について、月井喜美郎委員に代わって報告します。

売買により一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立大原間小学校より南へ約600メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、現在借家住まいをしているが、家族が増え、今の住まいは手狭になってきており、将来を考え、住宅を建築するため申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内自然浸透処理とします。

周囲にブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、8月22日、午後0時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許

議長	可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。
	まず、番号４番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。 次に、番号５番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。
白井通委員	番号６番について、白井通委員の報告を求めます。 議案第３号、番号６番について報告します。 売買により資材置場として転用するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、とようら公民館より南へ約２００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は申請地の隣地に居住しており、森林組合に勤務しています。勤務先から自宅の薪ストーブに使用するため木材を確保し、用途に合わせて薪割りをしたり、木材を置くスペースが必要です。現在の薪置場では手狭であり、譲渡人から申請地を譲り受け、資材置場として敷地を拡張するため申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に薪ストーブ用の資材置場を造成する内容となっています。 上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内自然浸透処理とします。 農地側に土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、８月２２日、午前９時５分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号６番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、白井通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号６番については許可することに決しました。
松本忠太委員	番号７番について、松本忠太委員の報告を求めます。 議案第３号、番号７番について報告します。 売買により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、新南自治公民館より南東へ約５０メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人夫婦は、現在市内のアパートに居住していますが、将来家族が増えることや、家賃問題等も考えた結果、住居を新築することとなり土地を探していたところ、市街地から近く、住環境の良い当該申請地の取得が可能となったこと、また、ローン返済期間等を考え今回の申請に至ったとのこと。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上の区域内にあるので第１種農地となります。 本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は自然浸透処理とします。 周囲にコンクリート及び縁石を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 転用に先立ち、農用地からの除外も完了しております。 現地調査は、８月２１日、午前１０時１０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許

議長	可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。
	番号7番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
白井通委員	異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。
	番号8番について、白井通委員の報告を求めます。
	議案第3号、番号8番について報告します。
	売買により一般住宅として転用するための申請です。
	申請内容は議案書記載のとおりです。
	申請地は、那須塩原市立厚崎中学校より北へ約1キロメートルに位置しています。
	申請に至った経緯は、譲受人は現在、市内のアパートに居住しており、将来のことを考慮し住宅建築を計画し、紹介によって申請地に自宅を建築したいと思い、今般申請に至りました。
	申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため立地基準上問題ありません。
	事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
	上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。
	周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
	現地調査は、8月22日、午前9時50分頃に行いました。
	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号8番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、白井通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
樋江栄作委員	異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。
	番号9番について、樋江栄作委員の報告を求めます。
	議案第3号、番号9番について報告します。
	売買により一般住宅として転用するための申請です。
	申請内容は議案書記載のとおりです。
	申請地は、東赤田自治公民館より南東へ約150メートルに位置しています。
	申請に至った経緯は、譲受人は、妻と子供と3人で生活するため、また、現在の保育園への通いやすさ、夫婦の職場への15キロメートル以内の土地、高速道路インターも近く交通の便も良く、駐車場も確保でき好条件地であるために、今回の本申請に至りました。
	申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。
	本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。
	事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
	水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。
	雨水排水は自然浸透処理とします。
	周囲に傾斜がないため、周辺土地への土砂の流出はありません。
	現地調査は、8月21日、午前10時40分頃に行いました。
	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号9番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、樋江栄作委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》

君島良一委員	異議なし多数と認め、番号 9 番については許可することに決しました。 番号 10 番について、君島良一委員の報告を求めます。 議案第 3 号、番号 10 番について報告します。 賃貸借により砂利採取のため一時転用する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須疎水第一分水取り入口より北へ 500 メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、現在まで第 1 期、第 2 期の転用許可を受け、砂利採取を行って いました。今回第 2 期採取場の隣接地であり、第 3 期砂利採取の申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり 10 ヘクタール未満の区域内に あるので第 2 種農地となります。 本件は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地にて砂利採取する内容となっています。 雨水排水は敷地内自然浸透処理とします。 周囲に防護柵等を設置し、事故を未然に防止します。 現地調査は、8 月 22 日、午前 10 時 30 分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許 可相当として報告を終わります。 番号 10 番について、事務局から補足願います。 番号 10 番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、砂利採取法の許可を 必要とするため、指令書の交付は砂利採取法の許可日と同日となります。 報告が終わりました。 番号 10 番について、質疑、御意見はございますか。
議長 上野農地係長	《特に意見なし》 無いようですので、君島良一委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
一戸養子委員	異議なし多数と認め、番号 10 番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問い たします。 番号 11 番について、一戸養子委員の報告を求めます。 議案第 3 号、番号 11 番について報告します。 賃貸借により営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、旧箒根中学校跡地より南へ 500 メートルに位置しています。 申請に至った経緯は譲渡人は高齢で後継者もなく、本農地は耕作放棄地化していたと ころ、譲受人からソーラー発電と小麦栽培の打診があり、譲受することとしました。 申請地の立地状況は、周辺農地の広がり 10 ヘクタール未満の区域内にあるので第 2 種農地となります。 本件は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地にて営農型太陽光発電を行うもので、ソーラーパネル 186 枚を 設置し太陽光発電を行い、パネル下部では小麦を栽培する計画です。 第 2 種農地において行う営農型太陽光発電設備の設置であるため、一時転用の期間は 10 年まで認められます。 現地調査は、8 月 21 日、午前 10 時 55 分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許 可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。 番号 11 番について、質疑、御意見はございますか。
議長	《特に意見なし》 無いようですので、一戸養子委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号 11 番については許可することに決しました。 番号 12 番について、白井通委員の報告を求めます。
白井通委員	議案第 3 号、番号 12 番について報告します。

議長	売買により建売分譲地として転用するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、黒磯公民館より西へ約400メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は、全国的に住宅建築を主に不動産の販売をしている不動産業者です。申請地は市街地にあり、住宅地として適した条件の土地であることから、建売分譲を計画して申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に建売分譲住宅を2棟建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内自然浸透処理とします。 周囲にブロック等を設置し、周辺農地への土砂の流出はありません。 現地調査は、8月22日、午前9時30分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。 番号12番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、白井通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号12番については許可することに決しました。 番号13番及び14番について、月井喜美郎委員欠席のため、事務局より報告を求めます。
上野農地係長	議案第3号、番号13番について、月井喜美郎委員に代わって報告します。 売買により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、JR 那須塩原駅より北西へ約700メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、薬局等医療関係施設を出店する計画をしているため、役員が居住できる住まいを建築したいため申請に至ったとのことです。申請地は、駅にも近く、その他の利便性も多くあり最適です。 申請地の立地状況は、申請地は、土地計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透層にて処理します。 周囲にブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、8月22日、午前11時50分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 議案第3号、番号14番について、月井 喜美郎委員に代わって報告します。 売買により駐車場として転用するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、JR 那須塩原駅より北西へ約700メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は土地区画整理地に隣接しており、地域的に利用者が見込まれるため、月極駐車場として利用したいとのことです。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に15台分の駐車場を造成する内容となっています。 上下水道は利用せず、雨水排水は自然浸透処理とします。 周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。 現地調査は、8月22日、午前11時50分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号13番について、質疑、御意見はございますか。

秋元誠委員	《特に意見なし》 無いようですので、事務局の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号13番については許可することに決しました。 次に、番号14番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号14番については許可することに決しました。 次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。 番号1番について、秋元誠委員の報告を求めます。 議案第4号、番号1番について報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は議案書記載のとおりです。 願い出地は、箕輪公民館より北西へ約100メートルに位置しています。 現地調査は、8月22日、午前11時15分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明が添付されています。 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び現地調査班ともに、非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。 報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。
松本忠太委員	《特に意見なし》 無いようですので、秋元誠委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。 番号2番及び3番について、松本忠太委員の報告を求めます。 議案第4号、番号2番について報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原市立西那須野中学校より南西へ2キロメートルに位置しています。 現地調査は、8月21日、午前9時20分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明が添付されています。 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び現地調査班ともに、非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。 議案第4号、番号3番について報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は議案書記載のとおりです。 願い出地は、栃木県立那須清峰高等学校より南へ約0.3キロメートルに位置しています。 現地調査は、8月21日、午前9時55分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、国土地理院の空中写真が添付されています。 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び現地調査班ともに、非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。

議長	報告が終わりました。 まず、番号２番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》
	無いようですので、松本忠太委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については証明することに決しました。 次に、番号３番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、松本忠太委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については証明することに決しました。 次に、議案第５号「非農地判断願いについて」を議題といたします。 番号１番及び２番について、秋元誠委員の報告を求めます。
秋元誠委員	議案第５号、番号１番について報告します。 非農地判断の願い出です。 願い出の内容は議案書記載のとおりです。 願い出地は、木綿畑本田公民館より北西へ３００メートルに位置しています。 現地調査は、８月２２日、午前１１時５分頃に行いました。 願い出地は山林となっております。 現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し、山林化していることから、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第２条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わります。 議案第５号、番号２番について報告します。 非農地判断の願い出です。 願い出の内容は議案書記載のとおりです。 願い出地は、戸田駐在所より北へ２５０メートルに位置しています。 現地調査は、８月２２日、午前１０時４５分頃に行いました。 願い出地の願出書上は山林となっております。 現地を確認した結果、現況は山林ではなく雑種地となっております。申請地に至る進入路がなく、また、狭小かつ不整形な農地であるため、今後農地として利用することが見込まれないことから、農地法第２条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
石崎清委員 上野農地係長	まず、番号１番について、質疑、御意見は ございますか。 何度かお聞きしていますが非農地証明と非農地判断について教えてください。 非農地証明については人為的に農地以外に利用されている土地、非農地判断については自然荒廃によって農地として利用できない土地について、それぞれの願出を区分しています。
辻野岩男委員 上野農地係長	非農地判断ですが判断には何年以上との年数での判断はありますか。 非農地判断については年数での判断はしていません。現況を見て森林化している等の判断を現地調査班に行っていただいています。例えば竹などは１０年に満たなくても竹林化してしまうため、現況での判断としています。
議長	ほかにございませんか。 無いようですので、秋元誠委員の報告は非農地相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については非農地とすることに決しました。 次に、番号２番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、秋元誠委員の報告は非農地相当ですが、御異議ございませんか。

秋元誠委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については非農地とすることに決しました。 次に、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題いたします。 番号1番について、秋元誠委員の報告を求めます。
議長	議案第6号、番号1番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は那須塩原市立東那須野中学校より西へ約500メートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、住宅が古く、建て替えを考え公図を取ったところ、農用地であることが判明し、申請に至りました。 現地調査は、8月22日、午前11時35分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、秋元誠委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
一戸養子委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号2番について、一戸養子委員の報告を求めます。 議案第6号、番号2番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、栃木県立那須清峰高等学校より西へ150メートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申出人は、現在賃貸住宅に暮らしておりますが、将来を見据え、戸建て住宅を建築することを計画したところ、申出地が最適であると考え、これからの金利の動向や、資材の高騰が深刻になる前に今回の申請に至りました。 現地調査は、8月21日、午前9時30分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、一戸養子委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
松本忠太委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号3番については取り下げとなりました。 番号4番及び5番について 松本忠太委員の報告を求めます。 議案第6号、番号4番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立大山小学校より南へ約300メートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申出人は、県北地域を中心に不動産業を営んでおり、今後も安定した売り上げの確保が経営上不可欠であることから、今回の申請地において建売分譲を計画しました。申請地付近には、小学校や保育園、高校などの教育施設やスーパーなど商業施設が多く立地し、幹線道路が近隣に通っているため、通勤、通学にも大変利便性が高く、今後の発展が見込めるエリアとなっており、建売住宅の分譲に最適な立地であることから、今回の除外申請に至りました。 現地調査は、8月21日、午後0時30分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 議案第6号、番号5番について報告します。

議長	農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は議案書記載のとおりです。申出地は那須塩原市立大山小学校より南へ約0.1キロメートルに位置しています。除外を必要とする理由は、申出人である那須野農業協同組合は、組合事業の一環として不動産業を行っているが、現在分譲住宅の在庫がなく、早急に在庫の確保を進める必要があったところ、当該申出地は交通の利便性が高く教育機関や商業施設に近く、住環境も整っていることから建売分譲地の造成を強く希望しているとのこと。現地調査は、8月21日、午前9時45分頃に行いました。調査の結果、除外後の転用は、他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号4番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、松本忠太委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、番号5番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、松本忠太委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号5番については変更相当として市長へ回答いたします。
樋江栄作委員	番号6番について、樋江栄作委員の報告を求めます。 議案第6号、番号6番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は議案書記載のとおりです。申出地は、那須塩原市立大山小学校より南西へ約800メートルに位置しています。除外を必要とする理由は、申出人は、現在市内でアパート住まいですが、子供が産まれると手狭となり、また、共働きのため子供の面倒を看てもらったり、両親の介護のことを考えると実家の隣接場所に住宅を建築したいとの考えからの除外申請です。現地調査は、8月21日、午後0時30分頃に行いました。調査の結果、除外後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号6番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、樋江栄作委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号6番については変更相当として市長へ回答いたします。
一戸養子委員	番号7番について、一戸養子委員の報告を求めます。 議案第6号、番号7番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は議案書記載のとおりです。申出地は、二区公民館より東へ約200メートルに位置しています。除外を必要とする理由は、現在申出人は大田原市内の借家に住んでいて、間もなく子供が産まれるので、今の借家では手狭になるため、独立の住宅の建築を計画しました。申出人は長男であり、今後実家の後継者として両親の将来の介護や、農業の手伝い、子育ての手伝い、子育ての支援を受けたく今回の申し出に至りました。現地調査は、8月21日、午前11時35分頃に行いました。調査の結果、除外後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号7番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》

	無いようですので、一戸養子委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号7番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号8番について、樋江栄作委員の報告を求めます。
樋江栄作委員	議案第6号、番号8番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、二区公民館より北へ約800メートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申出人は、大型の自動車整備業を営んでいて、整備工場敷地の余裕がなくなり、大型自動車等の顧客が市道に停車して事故がおき危険である。 よって適地を探していたところ、隣人が駐車場で困っているなら隣接地を譲渡しても良いとのことで、今回の申し出に至りました。 現地調査は、8月21日、午前11時30分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。
議長	地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号8番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、樋江栄作委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号8番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号9番について、一戸養子委員の報告を求めます。
一戸養子委員	議案第6号、番号9番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、二つ室自治公民館より北西へ約1キロメートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申出人は、鉄骨製造業を営んでおり、関東周辺を中心にビル、橋梁などの鉄骨部品を供給しています。 現在、建設会社より増産の要望が多数ありますが、鉄骨製品を一時的に保管する場所や、運搬用の集積場所が不足しており、要望に対応できないため、近隣の土地を探していたところ、隣接申請地の確保ができたことから今回の除外申請に至りました。 現地調査は、8月21日、午後0時頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。
議長	地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 報告が終わりました。 番号9番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、一戸養子委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号9番については変更相当として市長へ回答いたします。 番号10番について、樋江栄作委員の報告を求めます。
樋江栄作委員	議案第6号、番号10番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は議案書記載のとおりです。 申出地は、西那須野公民館より南へ20メートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申出地は、生活をする上で必要な施設が整っており、住宅建築には最適であることと、農地の形状と周りの環境からみて有効活用するため今回の申請に至りました。 現地調査は、8月21日、午前9時10分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。
議長	地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 報告が終わりました。

一戸養子委員

議長

樋江栄作委員

議長

上野農地係長

議長

番号10番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江栄作委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号10番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号11番について、一戸養子委員の報告を求めます。

議案第6号、番号11番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は那須塩原市立三島中学校より北東へ約0.7キロメートルに位置しています。

除外を必要とする理由は、袋地となっている農地への進入路を整備するためです。

現地調査は、8月21日、午前10時25分頃に行いました。

調査の結果、除外後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

報告が終わりました。

番号11番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、一戸養子委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号11番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第7号「農業振興地域整備計画の変更について（区分変更関係）」を議題といたします。

番号1番について、樋江栄作委員の報告を求めます。

議案第7号、番号1番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域の区分変更です。申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、二つ室自治公民館より南へ約1.6キロメートルに位置しています。

区分変更を必要とする理由は、申出人は、養豚業を営んでおりますが、家畜伝染病が発生した際の、埋却地として利用するため、申出人と申出地の距離が近く、有事の際に速やかに対応可能であることから、今回の区分変更申請に至りました。

現地調査は、8月21日、午後0時10分頃に行いました。

調査の結果、区分変更後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江栄作委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議案第8号について説明します。

農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市長が定めとなっていることから協議があったものです。

議案書19ページ、20ページが「利用権設定関係」の案件で2件、合計面積は34,524.69平方メートルとなります。続いて21ページが「所有権移転関係」の案件で2件、面積は、20,083平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題はないとの報告であったことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。

説明が終わりました。

質疑、御意見はございますか。

上野農地係長	《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第8号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第9号「那須塩原農業振興地域整備計画の見直しに係る変更について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 議案第9号農業振興地域整備計画の見直しに係る変更についてご説明いたします。 別冊1をご覧ください。 那須塩原農業振興地域整備計画の案になります。 概ね5年ごとに見直しとなります。前回の見直しは平成30年度に行われました。 表紙から5枚目、1ページから計画書となります。赤字が変更点です。 基本的に時点修正が主なものです。 統計データは注釈を除き、令和2年度の農林業センサスを利用しています。 目標年度は令和14年度（2032）です。 1ページは、那須塩原市の位置と地勢、気候、人口動向、産業の動向なり、総合計画にあわせて修正しています。 2ページからは、土地利用として、目標面積や設定方針です。 4ページからは、昭和の合併前の8地区に分けて用途区分の構想になっています。 7ページからは、第2農業生産基盤の整備開発計画、9ページは第3農用地等の保全計画、10ページからは第4農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画が記載されています。 16ページからは第5農業近代化施設の整備計画、20ページからは第6農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画、22ページからは第7農業従事者の安定的な就業の促進計画、23ページからは第8生活環境施設の整備計画が記載されています。 また、24ページの次のページから基礎資料となっており、こちらも同様に時点修正を行っています。 この案につきまして皆様の御意見を頂戴し農務畜産課に回答したいと考えています。 簡単な説明ですが、私からは以上でございます。 説明が終わりました。 質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第9号は意見なしとして市長へ回答いたします。 次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 追加資料の別冊2をご覧ください。 県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の意見答申があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、7月中はゼロ件でしたが、6月末に専決許可処分をしていた5条許可が1件、報告が漏れておりましたので、改めて本日報告させていただきます。以上です。 報告が終わりました。 このことについて、御意見ございますか。
	《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。 次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」をご説明いたします。 この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、7月の届出の状況につきまして
上野農地係長	
織田局長補佐	

議長

てご報告するものです。

7月には相続を原因とした権利移動の届出を9件受理いたしました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。

報告が終わりました。

このことについて、御意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重にご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市 農業委員会 第14回 総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

1 2 番

議席番号

1 5 番
